

答申第 621 号

平成 28 年 10 月 13 日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷次郎 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 28 年 3 月 2 日付けで諮問された特定学校の敷地及びその周辺の図面非公開の件（諮問第 701 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定の県立学校の敷地及びその周辺の図面に関する文書を非公開としたことは、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成27年12月11日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定法人が特定の県立学校の敷地及びその周辺で想定している特定工事及び当該工事に関連する仮設道路の位置が分かる図面（以下「本件行政文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成27年12月21日付けで本件請求の決定を延長する決定を行ったうえで、平成28年2月4日付けで、法人に関する情報であり、公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとして条例第5条第2号を理由に、また、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であるとして同条第5号を理由に公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成28年2月24日付けで、教育委員会に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が提出した異議申立書によると、その主張は次のとおりである。

- (1) 本件行政文書は、既に特定法人のホームページ、特定法人による住民説明会などにより概略が公開されている文書である。

また、特定法人による中心線測量により設置された杭により、位置、場所が現地で明確化しており、実態として公開状態にある。

さらに、情報公開請求している土地について、線路部分は特定鉄道事業者が、道路部分は特定自治体が、特定の県立学校用地部分は神奈川県が所有しており、所有権の移転は不可能である。よって、法人等又は個人の権利、競

争上の地位その他正当な利益を害するとはいえず、条例第5条第2号による公開拒否の理由には当たらない。

(2) 条例第5条第2号、第5号ただし書の例外規定に、特定工事の用地内の移転対象住民、道路利用者、授業環境の変わる生徒は当てはまるのではないか。

4 実施機関（教育局行政部まなびや計画推進課（平成28年度から教育局行政部教育施設課））の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、非公開等理由説明書によると、次のとおりである。

(1) 条例第5条第2号該当性について

ア 本件行政文書を提供した第三者（特定法人）に意見照会した結果、文書の公開によって支障（不利益）がある旨の回答があった。その概要は、次のとおりである。

(ア) 特定工事を含む特定事業の計画は、現在、付近の地権者及び行政関係者と協議を進めているところであり、本件行政文書は、特定工事の計画に伴い特定の県立学校と事前協議を行うために使用している未確定かつ変更の可能性のある内容である。

(イ) 本件行政文書が公になると特定工事の検討内容（構造物及び仮設道路の位置、範囲等）について、様々な憶測を呼び、協議の混乱などが想定され、事業の円滑な推進が妨げられるという不利益を受ける可能性があり、このことは、特定法人の特定事業の正当な利益を害するおそれがある。

イ 実施機関では、こうした第三者（特定法人）からの意見及び条例の趣旨を踏まえて、総合的に検討した結果、次のとおり判断した。

本件行政文書は、特定法人の特定事業に関する法人の内部情報であり、協議・検討のために提示された未成熟かつ未確定な情報で、外部へ公表することを想定していない情報であり、公開することにより、法人等の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号に該当するため非公開とした。

(2) 条例第5条第5号該当性について

本件行政文書は、特定法人が特定の県立学校敷地の一部借用を希望するにあたり、実施機関の要請を受け、「非公表」「教育環境への影響を検討する作業のため」という条件の下に任意に提供された情報である。

また、本件行政文書に記載されている特定工事及び当該工事に関連する仮設道路等の情報は、特定の県立学校の樹木等への影響範囲を検討するための参考図であり、協議用資料として提示された未成熟かつ未確定な情報である。

こうした中で、本件行政文書を公開することは、提供元である特定法人との信頼関係が損なわれるとともに特定事業の円滑な遂行に影響を及ぼすおそれがある。

実施機関では、こうした情報の入手の経緯及び条例の趣旨を踏まえて、総合的に検討した結果、次のとおり判断した。

本件行政文書は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等における通例として公にしないこととされているものであり、当該情報の性質に照らして非公開とすることが合理的であると認められることから、条例第5条第5号に該当するため、非公開とした。

(3) 条例第5条第2号及び第5号ただし書該当性について

本件行政文書は、特定法人が特定の県立学校の敷地及びその周辺で想定している特定工事及び当該工事に関連する仮設道路の位置が分かる図面であり、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、非公開情報であっても公開することが必要であると認められる情報ではないことから、同条第2号ただし書及び第5号ただし書に該当しないと判断したものである。

5 審査会の判断理由

(1) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる旨規定している。

(1) 当審査会が確認したところ、本件行政文書には、特定事業の実施に伴う特定工事及び当該工事に関連する仮設道路の位置及び範囲に関する情報が記載されている。そして、本件行政文書は、特定法人が特定工事等の事業用地として特定の県立学校用地の借地を希望していることから、実施機関において当該工事等の施工が当該学校の教育環境に及ぼす影響を検討し、事前協議を行う目的で、特定法人から提供を受けたものである。

そのため、当該工事等の位置及び範囲は、特定法人と実施機関との間の協議が整った後でなければ確定し得ず、当該協議の結果によっては変更されることもあり得るものであり、これらはいずれも未確定な情報であると認められる。

これらの未確定な情報が、必要な補足説明を伴わないまま公開された場合、特定事業の検討内容が、特定法人の意図に反して用いられることで、様々な誤解や憶測を呼び、付近の地権者及び行政等関係者との協議の混乱などが生じることで、当該事業の円滑な推進が妨げられ、特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、本件行政文書記載の情報は、条例第5条第2号に該当すると判断する。

なお、異議申立人は、情報公開請求している土地について、線路部分は特定鉄道事業者が、道路部分は特定自治体が、学校用地部分は神奈川県が所有しており、所有権の移転は不可能であることから条例第5条第2号に該当しない旨を主張しているが、本件行政文書は、前記のとおり条例第5条第2号に該当すると認められることから、異議申立人の主張は採用することができない。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には例外的に公開できる旨規定している。

(1) 当審査会が確認したところ、本件行政文書に記載された情報は、特定

法人が特定の県立学校の敷地及びその周辺で想定している特定工事及び当該工事に関連する仮設道路の位置が分かる図面であり、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないことから、条例第5条第2号ただし書には該当しないと判断する。

(2) 条例第5条第5号該当性について

ア 条例第5条第5号本文該当性について

(ア) 条例第5条第5号本文は、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開とすることができると規定している。

(イ) 本件行政文書の提出の経緯について、実施機関は、特定法人が特定の県立学校用地の一部借用を希望するにあたり、特定の県立学校内にある樹木等への影響範囲を検討するために、特定法人から教育委員会に提出された協議用資料であり、実施機関の要請を受け、「非公表」、「教育環境への影響を検討する作業のため」という条件の下に任意に提供された情報であると説明している。

(ウ) 本件行政文書に記載された文言から、本件行政文書については、公開しないことを条件に任意に提出することについて合意していたことが認められる。

(エ) 本件行政文書には、特定事業の実施に伴う特定工事及び当該工事に関連する仮設道路の位置及び範囲に関する情報が記載されており、これらの位置及び範囲は、上記5(1)ア(イ)のとおり、いずれも未確定なものと認められる。

これらの未確定な情報が記載された行政文書は、第三者に内容を明らかにすることを前提として作成された文書とはいえ、法人等における通例として公にしないものであって、特定法人が実施機関に本件行政文書を提出するに当たって公にしないとの条件を付することは合理的であったと認められる。

(オ) したがって、本件行政文書は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、公にしないとの条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められ、条例第5条第5号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第5号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第5号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

この規定は、人の生命、身体等への危害等が現に発生しているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合であって、このような危害等から県民を保護するため公開することが公益上必要であると認められる情報について規定したものである。

(イ) 当審査会で確認したところ、本件行政文書に記載されている情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないことから、条例第5条第5号ただし書に該当しないと判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平 成 28 年 3 月 3 日	諮問受理
3 月 10 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 31 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
4 月 21 日	異議申立人に非公開等理由説明書を送付
平 成 28 年 7 月 28 日 (第 162 回部会)	審 議
8 月 25 日 (第 163 回部会)	審 議
9 月 23 日 (第 164 回部会)	審 議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
西 谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成28年10月13日現在）（五十音順）